

令和7年度
居宅介護支援事業所に対する集団指導

今治市 介護保険課 介護保険係

目次

- 1 令和6年度から義務化されているもの(P.1～)
- 2 令和6年度介護報酬改定における主な改定事項について(P.2～)
- 3 運営指導における主な指摘事項について(P.9～)
- 4 その他連絡事項について(P.13～)

1 令和6年度から義務化されているもの

令和6年度から義務化されているもの

業務継続計画の策定

感染症の予防及びまん延防止のための措置

虐待の防止

業務継続計画の策定

業務継続計画(BCP)とは・・・

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画

【令和6年4月1日から義務化された項目】

- ・業務継続計画の策定
- ・介護支援専門員に対する周知及び必要な研修、訓練の実施
- ・定期的な計画の見直し

感染症の予防及びまん延防止のための措置

事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、以下に掲げる項目を講じなければならない。

【令和6年4月1日から義務化された項目】

- ・感染症予防及びまん延防止のための対策を検討をする委員会の開催
及び介護支援専門員への周知徹底
- ・感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備
- ・感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の実施

虐待の防止

事業者は、虐待の発生またはその再発を防止するため、以下に掲げる措置を講じなければならない。

【令和6年4月1日から義務化された項目】

- ・虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催
及び介護支援専門員に対する周知徹底
- ・虐待の防止のための指針の整備
- ・虐待の防止のための研修の実施
- ・前3項の措置を適切に実施するための担当者の配置

身体的拘束等の適正化の推進

見直しの概要

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。
身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

切迫性

非代替性

一時性

3つの要件を満たすことについて、組織等として極めて慎重に確認の
手続きを行い、その具体的な内容について記録すること

書面掲示の見直し

見直しの概要

事業所内での掲示に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、原則として重要事項の情報をウェブサイトに掲載しなければならない。

【令和7年4月1日から義務化】

※ウェブサイトとは、法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システムのこと

苦情処理についても、相談窓口の連絡先、苦情処理の体制及び手順等をウェブサイトに掲載することとされていることに留意すること。

モニタリング

見直しの概要

以下の要件を設けた上で、テレビ電話装置等を活用したモニタリングを可能とする

- (1) 少なくとも2月に1回は利用者の居宅を訪問すること
- (2) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。
- (3) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について、主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。
 - ① 利用者の心身の状況が安定していること。
 - ② 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。
 - ③ テレビ電話装置等活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から情報提供を受けること。

居宅介護支援事業者が市町村から指定を受けて 介護予防支援を行う場合

人員基準

- ・事業所ごとに1以上の介護支援専門員の配置
- ・常勤かつ主任介護支援専門員の管理者を配置
- ・管理者は、同一の事業所の他の職務に従事する場合や管理上支障がない範囲で他の事業所の職務に従事する場合を除き、専らその職務に従事する者でなければならない。

報酬

介護予防支援費(Ⅱ) 472単位

【加算】初回加算、特別地域介護予防支援加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算

介護支援専門員1人当たりの取扱件数

見直しの概要

- (1) 居宅介護支援費(Ⅰ)(ⅰ) 現行の「40未満」を「**45未満**」へ
居宅介護支援費(Ⅰ)(ⅱ) 現行の「40以上60未満」を「**45以上60未満**」へ
- (2) ケアプランデータ連携システムの活用し、かつ、事務職員を配置している場合に改め、
居宅介護支援費(Ⅱ)(ⅰ) 現行の「45未満」を「**50未満**」へ
居宅介護支援費(Ⅱ)(ⅱ) 現行の「45以上60未満」を「**50以上60未満**」へ
- (3) 指定介護予防支援の提供を受ける利用者については、**3分の1**を乗じて件数に加える

[新]高齢者虐待防止措置未実施減算

減算の概要

指定居宅介護支援等基準第27条の2に規定する措置を講じていない場合、利用者全員について所定単位数から100分の1に相当する単位数を減算

委員会の開催
及び周知

指針の整備

定期的な
研修の実施

担当者の配置

※どれかひとつでも整備されていない場合は減算の対象となります。

[新]業務継続計画未策定減算

減算の概要

指定居宅介護支援等基準第19条の2第1項に規定する基準を満たさない場合、利用者全員について所定単位数から100分の1に相当する単位数を減算

業務継続計画の策定

作成した業務継続計画に従い
必要な措置を講ずる

[新]同一敷地内建物等に居住する利用者への ケアマネジメント

減算の概要

利用者が居宅介護支援事業所と併設・隣接している建物に入居している場合や、複数の利用者が同一の建物に入居している場合に対象の利用者について所定単位数の95%を算定

算定要件等

対象となる利用者

- ①居宅介護支援事業所の所在する建物と同一の敷地内、隣接する敷地内の建物又は居宅介護支援事業所と同一の建物に居住する利用者
- ②居宅介護支援事業所における1月あたりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物(①を除く)に居住する利用者

特定事業所加算の見直し

見直しの概要

- ・(主任)介護支援専門員の専任要件について、居宅介護支援事業者が介護予防支援の提供など委託を受けて支援事業を行う場合等、利用者に指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、これらの職務の兼務が可能であることを明確化
- ・ヤングケアラーなどの多様な課題への対応を促進

算定要件等

「家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること」と要件が追加

入院時情報連携加算の見直し

見直しの概要

情報提供を行った日時、場所（医療機関へ出向いた場合）、内容、提供手段（面談、FAX等）について居宅サービス計画等に記録すること

入院時情報連携加算（Ⅰ）

3日以内に情報提供



利用者が入院した日
のうちに情報提供

※入院日以前の情報提供を含む
※営業終了後又は営業日以外の日に入院した場合は、入院日の翌日を含む。

入院時情報連携加算（Ⅱ）

4日以上7日以内に
情報提供



利用者が入院した日
の翌日又は翌々日
に情報提供

※営業終了後に入院した場合であって、入院日から起算して3日目が営業日でない場合は、その翌日を含む。

通院時情報連携加算の見直し

見直しの概要

医師の診察を受ける際の介護支援専門員の同席に加え、歯科医師の診察を受ける際に介護支援専門員が同席した場合も加算の対象となる

算定要件等

利用者が病院又は診療所において医師又は歯科医師の診察を受けるときに、介護支援専門員が同席し、医師又は歯科医師に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報の提供を行うとともに、医師又は歯科医師等から当該利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画等に記録した場合に算定

ターミナルケアマネジメント加算の見直し

見直しの概要

当該加算の対象となる疾患を末期の悪性腫瘍に限定しないこととし、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがないと診断した者を対象とする

算定要件等

在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者を提供した場合に算定

3 運営指導における主な指摘事項について

内容及び手続の説明及び同意

利用者の同意、署名について

「利用者が複数の指定居宅サービス事業者等を
紹介するよう求めることができること」

について、利用者に十分に説明し理解を得ること

運営基準減算

3 運営指導における主な指摘事項について

内容及び手続の説明及び同意

重要事項説明書に記載すべき事項について

運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載し掲示すること

第三者評価を実施しない場合にも、「実施なし」として重要事項説明書に記載してください。

指定居宅介護支援の具体的取扱方針

居宅サービス計画における利用者の同意について

介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により**利用者の同意**を得ること

居宅サービス等の選択は利用者自身が行い、
当該計画は利用者の希望を尊重して作成されるもの

家族が代理で署名する場合には
「利用者氏名 その家族の署名（続柄）」と記載すること。

指定居宅介護支援の具体的取扱方針

説明及び同意を要する居宅サービス計画の範囲

居宅サービス計画書の第1表から第3表まで、第6表及び第7表
(「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」に示す標準様式)

【介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について】より
第6表利用票について

「作成年月日」欄に居宅サービス計画からサービス利用票を作成し、利用者の同意を得た日付を記載すること

介護予防支援については、そもそも利用票に準ずる標準様式がないことから、利用票の説明及び同意についての署名は求められていません。しかし、利用者及び事業者の双方の保護の観点から、支援経過等に説明し、同意を得た記録を残しておくことが望ましいと考えます。

運営規程

運営規程に定める事項

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 虐待の防止のための措置に関する事項 【令和6年4月1日から運営規程に定めるよう義務化】
- (7) その他の運営に関する重要事項

3 運営指導における主な指摘事項について

勤務体制の確保等

勤務実績の管理について

事業所ごとに、介護支援専門員その他の従業員の勤務の体制を定めておかなければならない。

出勤簿やタイムカード、勤務形態一覧表の整備（暦月管理）

研修計画について

介護支援専門員の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

年間研修計画、研修の実施記録と事業所内での情報共有

3 運営指導における主な指摘事項について

揭示

揭示すべき事項について

運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。

重要事項説明書、運営規程の揭示のみでなく、
介護支援専門員の職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数の揭示が必要
※介護支援専門員の氏名まで揭示することを求めるものではない。

3 運営指導における主な指摘事項について

秘密保持

個人情報使用に係る家族の同意について

サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

利用者家族の代表者から同意を得ていることを明確にしておくこと。
署名欄 「利用者家族の代表者」

ケアプランに医療系サービスを位置付ける場合の医師の指示の確認方法について

今治市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例

第16条第19号 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めること。

第16条第20号 介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあつては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、居宅サービス計画に医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合にあつては、当該指定居宅サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意事項を尊重してこれを行うこと。

ケアプランに医療系サービスを位置付ける場合の医師の指示の確認方法について

《確認方法》

①医師に確認

※①優先

ア サービス担当者会議等における対面確認
イ 電話、FAX等による照会

②医師の属する医療機関関係者に確認

ア サービス担当者会議等における対面確認
イ 電話、FAX等による照会

《確認内容(例)》

①確認した
日時

②確認した
相手
(担当者)

③指示を出し
ている主治の
医師名及び
医療機関名

④指示の
出ている
期間

⑤指示の
内容

軽度者の福祉用具貸与について

例外給付を継続する場合

更新、区分変更申請により、要介護（支援）度が現状よりも軽度にならない限り市への届出は不要だが、医師の所見を得てサービス担当者会議にてその必要性を再度判定するという一連の手続きは必要

運営指導において、再検討なく漫然と例外給付を継続している事例が度々見受けられます。

サービス担当者会議の要点において、医師の所見を踏まえた上で、軽度者への福祉用具貸与について出された意見、貸与が必要との結果に至った過程を詳細に記載してください。

4 その他連絡事項

福祉用具貸与と購入に係る選択制の導入について

スロープ	主に敷居等の小さい段差の解消に使用し、頻繁な持ち運びを要しないものをいい、便宜上設置や撤去、持ち運びができる可搬型のものは除く。また、取付けに際し工事を伴わないものに限る。
歩行器	脚部が全て杖先ゴム等の形状となる固定式又は交互式歩行器をいい、車輪・キャスターが付いている歩行車は除く。
歩行補助つえ	カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る。

貸与と販売のいずれかを
利用者が選択できることの
説明

利用者の選択にあたって
必要な情報の提供

医師や専門職の意見、利用
者の身体状況等を踏まえた
提案

選択の対象となる福祉用具の購入費を申請する場合は、申請書の「福祉用具が必要な理由」欄等に上記内容を踏まえ検討したことがわかるように記載してください。

住宅改修について

業者選定に係る利用者への説明について

「居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給について」平成12年3月8日 老企第42号
複数の住宅改修の事業者から見積りを取るよう、利用者に対して説明すること

利用者の適切な事業所選択や給付費の適正化のため、複数の事業者から見積りを取るよう利用者に説明し、説明したことを支援経過等へ記録しておくことが望ましい。

ケアプランデータ連携システム

ケアプランデータ連携システムとは

居宅介護支援事業所と介護サービス事業所の間でやり取りされるケアプランについて、クラウドを活用して電子的に関係者間で共有できるシステム

【業務効率化】

- ・記載時間の削減
- ・転記誤りの削減
- ・データ管理による文書量の削減
- ・介護従業者の負担軽減



利用者支援にかかる時間増
ケアの質の向上

【費用削減】

- ・人件費の削減
- ・印刷費の削減
- ・郵送費の削減
- ・交通費の削減



介護人材の新規獲得、定着率の向上
事業所環境の維持費、改善費の割当額の増加

最後に

《介護保険課からのお願い》

- ・運営基準、費用の額の算定に関する基準の内容を都度確認するようにしてください
- ・今治市介護保険課HPを確認するようにしてください

よろしくお願いします



ご清聴ありがとうございました。